

7 医療救護要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） 医事・衛生基本方針」に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、日本スケート連盟及び岐阜県スケート連盟（以下「当該競技団体」という。）などの関係団体と連携・協力し、医療・救護の体制を整え、適切にその活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、次のとおり医療・救護活動を実施する。

- (1) 県実行委員会：医療・救護の統括
- (2) 市実行委員会：競技会の会場及びその周辺並びに宿舎における医療・救護

4 実施業務

医療・救護活動の業務として次の事項を実施する。

(1) 大会開催前

ア 人員及び体制の確保

- ・市実行委員会は、地域の医師会や医療機関、当該競技団体等と連携して適切な医療救護体制を確保するとともに、必要な医療・救護スタッフの調整を行う。
- ・市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

- ・市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、その他円滑な医療・救護活動に資する必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- ・救急自動車の配備については、関係機関と協議して定める。

ウ 会場設計

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携・調整のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の会場設計を行う。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、関係機関や団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎事業者に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関

の連絡先、宿舎における傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

- ・市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

- ・市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）恵那市実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

- ・市実行委員会は、競技会場における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。
- ・救護所には救護班を配置する。なお、必要に応じて移動救護班を設置する。
- ・救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー及び事務職員等、必要に応じて編成する。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療・救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、県実行委員会と共有するほか、必要に応じて関係機関等とも共有する。

(3) 大会終了後

- ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

- (1) 県実行委員会及び市実行委員会は、それぞれの区分における医療・救護体制の業務に要する費用を負担する。
- (2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した費用を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。
- (3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。
- (4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、県実行委員会及び市実行委員会が協議のうえ別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）医事・衛生基本方針に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び甲府市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該中央競技団体・当該開催地競技団体（以下、当該競技団体）をはじめとする関係団体等と連携・協力し、医療・救護体制を整えとともに活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、次の区分により場面に応じた医療・救護活動を医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、実施する。

（1）県実行委員会

ア 表彰式の会場及びその周辺

（2）市実行委員会

ア 競技会の会場及びその周辺

イ 宿舎

4 実施業務

医療・救護活動の業務は、次の事項を実施する。

（1）大会開催前

ア 人員及び体制の確保

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、開催地医師会や当該競技団体、大学機関等と連携、協力のうえ必要な医療・救護スタッフの調整を行う。

（イ）県実行委員会及び市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、競技特性に応じた救急資器材、その他医療・救護活動が円滑に行われるよう、必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

（イ）県実行委員会及び市実行委員会は、救急自動車等の配備について、必要に応じて別途関係機関と調整する。

ウ 会場設計

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携、協力のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の設計を調整する。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、甲府市及び関係団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

（ア）傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎

に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舎向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第 81 回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、会場等における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、救護班を配置するものとし、必要に応じて移動救護班を配置する。

(ウ) 救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、事務職員等により必要に応じた編成とする。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、共有する。
- ・甲府市及び関係団体が作成した記録は、必要に応じて関係機関等で共有する。

(3) 大会終了後

ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

(1) 県実行委員会と市実行委員会は、医療・救護体制を整えるため、次のとおり費用を負担する。

ア 県実行委員会は、物品等の配備に要する経費を負担する。

イ 市実行委員会は、医療・救護スタッフの人員体制を整えるために要する経費を負担する。

(2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した経費を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。

(3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。

(4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。